

(目的)

- 1 デジタル化の進展に伴い「データ」の重要性が社会全般に高まる現代において、日本赤十字広島看護大学（以下、「本学」という。）が、研究活動を加速するとともに、社会からの期待と要請に応えるためには、研究データを効率的かつ適切に管理する環境を整備し、本学において生み出された研究データを利活用に供することが必要不可欠である。

このため、本学の研究者全てに研究データ管理・公開の重要性を認識させ、学術の継承と発展に寄与することを目的とし、本ポリシーを定めるものである。

(定義)

- 2 このポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該用語の定めるところによる。
 - (1) 研究データとは、デジタル又は非デジタルかを問わず、本学における研究活動を通じて取り扱う次のデータをいう。（ただし、機関外には同一研究データが存在しない等の理由により研究データの共有・公開に値するものに限る。）
 - ア 研究者が収集又は生成したデータ
「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
 - イ 上記ア以外の次のデータ
「研究データの説明資料やその取扱いに関わる手続きの情報」、「ライセンスや権利に関する情報」、これを生み出すに至った「加工・解析ツール」、「プログラムコードやその実行環境に関わる情報」、研究課題等の関連資料全般に含まれる情報及び「研究者が研究利用等の対象としたデータ」等
 - ウ 研究者が本学に採用されるまでに在籍した機関で収集又は生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを保持している研究データ
 - (2) 本学において生成等された研究データとは、本学において生成又は加工された研究データをいう。
 - (3) 組織整備研究データとは、研究利用等が想定される、本学が組織的に整備するデータをいう。
 - (4) 研究データの管理・公開とは、研究データの管理、共有及び公開をいう。
 - (5) 共有とは、研究データ等を、条件を満たした利用者に関り利用できる状態にすることをいう。
 - (6) 公開とは、研究データ等を、不特定多数の者がアクセス及び利用できる状態にすることをいう。
 - (7) 法令等とは、法令及び本学が定める規程等をいう。
 - (8) 契約とは、研究データに関する内容を含む契約をいう。
 - (9) 研究者とは、次に掲げる本学において研究活動を行う全ての者をいう。
 - ア 教職員等とは、本学と雇用関係にある者をいう。

イ 学生等とは、本学と雇用関係にないが、本学の制度を用いて本学に受け入れた者をいう。

ウ その他の者とは、学生等以外で、本学と雇用関係にない者であって、本学において実施される研究課題に参加する者をいう。

(10) メンバーとは、研究代表者、研究分担者及び研究協力者等、研究データにアクセスする可能性のある全ての者をいう。

(11) 研究課題とは、外部資金に基づく研究課題及び研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題等、研究者が関与する一定の計画の下に実施される研究をいう。

(12) 本学において実施される研究課題とは、研究者が関与する研究課題をいう。

(13) 研究データガバナンスとは、本学が本学に関わる研究データを把握した上で行う、研究データの管理・公開に関する取組及び環境整備であって、責任ある研究データの管理・公開を実現するための基礎となるものをいう。

(14) 機関リポジトリとは、本学の研究・教育活動において生成された成果物を学内外に電子的手段によって無償で発信・提供するために、電子的に収集・蓄積・保存するものをいう。

(適用範囲)

3 本ポリシーは、本学、研究者及びメンバーに適用する。

(研究データに関する基本的な考え方)

4 研究データの管理・公開を行うため、次に掲げる事項を基本的な考え方とする。

(1) 本学は、本学において実施される研究課題に関する研究データを管理する。

ただし、本学の研究者が研究代表者となる研究課題において、研究助成機関等と研究分担者の所属機関との間に研究契約等が存在する場合は、当該研究契約等に係る研究データは除く。

(2) 本学は、次に掲げる研究データについて、研究データの共有・公開に適しているかどうか及び学術の発展に資するかどうか等を考慮して、研究データの長期的な共有・公開を行うよう努める。

ア 本学において生成等された研究データ

ただし、本学外には同等の研究データが存在しない等の理由により研究データの共有・公開に値するものに限る。

イ 組織整備研究データ

ウ 本学において研究データの共有・公開するに適すると判断したその他の研究データ

(研究データの管理・公開に関する基本的な考え方)

5 研究データの管理・公開は、次に掲げる事項に基づき行うものとする。

(1) 法令等及び契約の遵守並びに研究データに関する説明責任

(2) 次に掲げる適正な研究データの取扱い

ア 安全管理措置

イ 研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護

ウ 研究データの提供元による条件の遵守

- エ 研究データの保有主体等の設定と運用
- オ 研究データの共有・公開に係る条件の整備
- (3) 研究の公正及び研究の再現性
- (4) 可能な限り多くの、長期的な研究データの共有・公開

(研究データの管理・公開に関する配慮事項)

- 6 研究データの管理・公開は、次に掲げる事項に配慮して行うものとする。
 - (1) 研究者の研究活動促進及び研究者における研究データの管理・公開に関する負担
 - (2) 研究者との協力及び信頼関係
 - (3) 研究データの機密性並びに研究者、機関及び国家の研究開発に関わる利益

(本学と研究者の協力)

- 7 研究データの管理・公開は、本学と研究者が協力し、役割分担して行うものとする。

(本学の責務)

- 8 本学は、研究データの管理・公開に関し、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 本学における研究データの管理・公開の推進
 - (2) 本学における、法令等及び契約が遵守される体制の整備並びに研究データに関する説明責任の履行
 - (3) 研究データガバナンスの構築
 - (4) 可能な限り多くの研究データの共有・公開及び研究データが共有・公開されるための環境整備
 - (5) 本項各号を行うための責任体制の整備

(研究者の責務)

- 9 研究者は、法令等、契約、外部の資金提供機関の研究倫理及び本ポリシーに基づき研究データ管理計画（以下、「DMP」という。）を策定し、研究データの適切な管理・公開を行うものとする。

その際、研究データの共有・公開は、可能な限り多くの研究データについて、長期的に行われるよう努める。

なお、研究データの管理・公開の範囲及び方法は研究者が裁量をもってこれを定める。

(関連法令等)

- 10 研究データの管理・公開においては、次に掲げる法令等を遵守するものとする。
 - (1) 研究公正、研究倫理に関する法令等
 - (2) ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
 - (3) 知的財産に関する法令等
 - (4) 個人情報保護に関する法令等
 - (5) 安全保障輸出管理に関する法令等

- (6) 文書管理、情報公開に関する法令等
- (7) 機関リポジトリに関する法令等
- (8) 情報セキュリティ対策に関する法令等

(第三者との契約への劣後)

- 1 1 第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合は、当該契約が優先されるものとする。

(ポリシーの定期的見直し)

- 1 2 本ポリシーは、研究データを取り巻く環境の変化に応じて、定期的に見直すものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。